

令和6年第2回砂川市議会定例会

令和6年6月19日（水曜日）第3号

○議事日程

開議宣告
日程第 1 一般質問
延会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

武 田 真 君
是 枝 貴 裕 君
小 黒 弘 君
石 田 健 太 君

○出席議員（13名）

議 長 多比良 和 伸 君
議 員 是 枝 貴 裕 君
伊 藤 俊 喜 君
高 田 浩 子 君
中 道 博 武 君
沢 田 広 志 君
辻 勲 君

副議長 小 黒 弘 君
議 員 石 田 健 太 君
山 下 克 己 君
鈴 木 伸 之 君
水 島 美 喜 子 君
武 田 真 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	飯 澤 明 彦
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂 川 市 監 査 委 員	中 村 一 久
砂川市選挙管理委員会委員長	千 葉 美 由 紀
砂川市農業委員会会長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	井 上 守
-------	-------

病院事業管理者	平 林 高 之
総務部長	板 垣 喬 博
兼 会計管理	
総務部審議監	安 原 雄 二
市民部長	堀 田 一 茂
保健福祉部長	安 田 貢 勉
経済部長	野 田 勉 樹
経済部審議監	畠 山 秀 樹
建設部長	斉 藤 隆 史
病院事務局長	朝 日 紀 博
病院事務局次長	為 国 泰 朗
総務課長	岩 間 賢 一 郎
政策調整課長	三 橋 真 樹

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	東 正 人
指導参事	堤 雅 宏
教育委員会技監	徳 永 敏 宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	川 端 幸 人
--------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	板 垣 喬 博
-------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	野 田 勉 樹
-----------	---------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長	為 国 修 一
事務局次長	安 武 浩 美
事務局係長	野 荒 邦 広
事務局係長	佐々木 健 児

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 一般質問

○議長 多比良和伸君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。

武田真議員。

○武田 真議員（登壇） おはようございます。それでは、通告に基づきまして私からは大きく3点について伺います。

大きな1、ヒグマ対策についてであります。全国的にクマ類による被害が相次いでいる中、本年度、環境省ではヒグマを含むクマ類を指定管理鳥獣に指定しました。これにより、今後対策が進展することが期待されます。特に実際の捕獲に当たるハンターへの支援の強化、充実は、本市でも強く望まれるところです。そこで、次の点について伺います。

（1）指定管理鳥獣指定後のヒグマ対策の方向性について。

（2）ハンターへの支援の現状と今後の支援の強化、充実の考えについて。

大きな2点目、外国人労働者の現状等についてであります。近年、深刻な人手不足等を背景として全国的に外国人労働者の受入れ拡大が進んでいます。本市においても外国人労働者が増加していることから、外国人が安心して就労、定着できる受入れ環境の整備は重要な課題と考えます。そこで、次の点について伺います。

（1）外国人労働者の現状について。

（2）外国人労働者の受入れ環境の整備状況について。

①偏見や差別を減少させる取組について。

②相談窓口等の行政によるサポート体制の現状について。

③地域社会との相互理解、交流促進の考えについて。

大きな3点目、公営住宅についてであります。本市の公営住宅については、これまで砂川市公営住宅等長寿命化計画に基づき長期的な維持管理等を進めてきましたが、想定を上回る人口減少等により、空き家が増加している状況です。また、空き家の増加によりコミュニティの機能が低下した団地では入居者の満足度低下も見受けられます。一方、市内では外国人労働者が増加していることや世帯向けの民間賃貸住宅の供給が少ないことから、潜在的な公営住宅への需要は大きいと考えます。そこで、次の点について伺います。

（1）空き家の状況と対策について。

（2）空き家増加による地域コミュニティへの影響の認識と対策について。

（3）外国人労働者の入居状況等について。

(4) 地域対応活用による空き家の社宅等への利用の考え方について。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 (登壇) それでは、私から大きな1及び大きな2についてご答弁申し上げます。

初めに、大きな1、ヒグマ対策についての(1)指定管理鳥獣指定後のヒグマ対策の方向性についてご答弁申し上げます。近年のヒグマの個体数増加に伴い、本年4月16日の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の改正により、ヒグマなどの熊類が指定管理鳥獣に追加されました。これにより、都道府県または国が実施できるとされる指定管理鳥獣捕獲等事業において北海道はヒグマの個体数抑制を目指し、6月3日、北海道ヒグマ保護管理検討委員会を開催し、地域個体群ごとに年間のヒグマの捕獲個体数案を示したところであります。今後同法に基づく第2種特定鳥獣管理計画として策定されたヒグマの計画的な保護管理を定めた現在の第2期北海道ヒグマ管理計画が見直される予定となっておりますが、明確な時期等につきまして北海道から示されていないところであります。また、ヒグマなどのクマ類が指定管理鳥獣に追加されたことにより、都道府県が熊の捕獲等を実施した場合、国の交付金の支給対象となることにつきまして環境省が今年の秋までに支給の準備を進める予定であります。本市におきまして、現時点では今までと同様の対応となりますが、今後国及び北海道が示す方針に基づき、ヒグマ対策を進めてまいりたいと考えております。

次に、(2)ハンターへの支援の現状と今後の支援の強化、充実の考え方についてであります。現在ヒグマ対策に協力いただけるハンターへの支援といたしましては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく砂川市の鳥獣被害対策実施隊員として任命し、市の要請により出動した場合には報酬を支給しており、1日の基本報酬額として4,800円、ヒグマによる出動加算額として3,700円であり、1日の報酬額は合計8,500円であります。なお、発砲した場合は1,800円が加算され、交通費は1キロにつき30円を費用弁償として支給することとしております。また、鳥獣被害対策実施隊員につきましては、猟銃所持許可更新時の技能講習の免除、狩猟税が非課税、公務災害の適用などの優遇措置を受けることとなります。さらに、目撃情報等に基づき鳥獣被害対策実施隊員が主体的にヒグマの追い払い活動を実施した場合には、国の鳥獣被害防止総合対策事業交付金を活用し、砂川・奈井江広域有害鳥獣対策連絡協議会から1日8,500円を予算の範囲内において支給しているところであります。日頃よりヒグマの目撃情報等を受けた際の対応や捕獲時の対策につきまして猟友会会員である鳥獣被害実施隊員と協議し、市と協力体制や連携を図りながら進めているところであり、今後の支援につきましてもこれまでと同様に国や北海道の交付金や補助金を活用し、鳥獣被害対策実施隊員と協議し、進めてまいります。

次に、大きな2、外国人労働者の現状等についてご答弁申し上げます。初めに、(1)外国人労働者の現状についてであります。6月における市内の外国人労働者の数は38人であり、在留資格別では発展途上地域に技術を伝える国際貢献を目的としている技能実習制度では19人、人手不足が深刻な業種に外国人労働者を受け入れることを目的としている特定技能制度では15人、法務大臣が個々の外国人の事情に合わせて就労を認めている特定活動では4人となっております。前回独自に調査を行った平成30年における外国人労働者の数は7人であり、在留資格別では技能実習制度が7人でありましたので、増加傾向となっております。また、6月における外国人労働者を雇用している事業者は8事業者となっており、業種別では農業が1事業者、建設業が3事業者、製造業が2事業者、卸売業が1事業者、介護事業が1事業者となっております。前回独自に調査を行った平成30年における外国人労働者を雇用している事業者は2事業者であり、業種別では農業が1事業者、建設業が1事業者でありましたので、こちらも増加傾向となっております。

続きまして、(2)外国人労働者の受入れ環境の整備状況について、①偏見や差別を減少させる取組につきましては、コロナ禍において中断しておりました事業者訪問を再開し、令和4年度は21事業者、令和5年度は30事業者を訪問しており、外国人労働者の現状と課題について聞き取りを行っているところであります。聞き取りの中で給与や待遇等を明示し、職場の受入れ体制を整えるなど、外国人労働者への偏見や差別を生まないため、事業者として外国人労働者と相互理解を図るための取組が行われており、外国人労働者を受け入れている全ての事業者で偏見や差別についての課題はないとお聞きしているところであります。

続きまして、②相談窓口等の行政によるサポート体制の現状につきましては、現在市としての相談窓口等は設置しておりませんが、厚生労働省北海道労働局では外国人労働者相談コーナー、北海道ではワンストップ窓口として北海道外国人相談センターを設けていることから、外国人労働者を雇用している事業者や外国人労働者からの相談があれば内容に応じて関係機関と連携して対応していきたいと考えているところであります。

続きまして、③地域社会と相互理解、交流促進の考えにつきましては、外国人労働者を一時的な滞在者としてだけでなく地域社会の構成員として国籍や民族等にかかわらず誰もが安心して生活できる地域づくりを行うために、今後とも事業者訪問等を通して事業者としての課題等を聞き取るとともに、本市における外国人労働者の状況や今後の国の動向を見極めながら関係機関と連携を図り、必要に応じた対応をしてまいります。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君 (登壇) 大きな3番、公営住宅について順にご答弁申し上げます。

(1)空き家の状況と対策についてであります。公営住宅の空き家は令和6年4月末現在で管理戸数1,222戸のうち949戸が入居、273戸が空き家で、空き家率は2

2. 3%となっており、令和5年度4月末の空き家率18.5%と比較すると3.8%の増と増加傾向にあります。空き家に対する対策としましては、高齢者世帯向け住戸及び世帯向け住戸の一部を単身者でも入居できるよう入居要件を緩和し、単身者が入居できる住戸を平成24年度当初の60戸から今現在188戸まで増やしたところであります。また、入居者の需要が低い3階から5階の一部募集停止や新規入居希望者には店舗やバス停に近いなど利便性の高い住戸から入居を勧め、できるだけ住棟の集約が進むよう取り組んでいるところであります。

(2) 空き家増加による地域コミュニティへの影響の認識と対策についてであります。空き家の増加は主に少子高齢化や人口減少によるものと考えられますが、その影響は町内会活動の担い手の不足、独り暮らしの高齢者等の増加による見守りなど地域コミュニティへ影響し、社会全体の問題として懸念されているところであります。公営住宅におきましても空き家の増加により、自治会活動などにおいて同様の問題が懸念されております。特有の問題としましては玄関、間口等の除雪や掃除当番など住棟の共用部における共同作業について、空き家の増加で担い手が減少しており、高齢化も伴い、特定の方への負担が大きくなってきていると住民の方からもお聞きしております。この状況への対策として、できるだけ入居者の方の負担が軽減できるよう、住棟の集約をより積極的に取り進めてまいりたいと考えております。

(3) 外国人労働者の入居状況等についてであります。外国籍の方の入居につきましては特に制限する規定はなく、一般の入居者と同様の入居資格で入居申込みができます。現在の入居の状況であります。従来から日本に居住している外国籍の方の入居の実績はありますが、来日直後の外国人労働者の方につきましては公営住宅への入居の相談は現在までありません。

(4) 地域対応活用による空き家の社宅等への利用の考えについてであります。国土交通省では各自治体が地域の実情を勘案し、公営住宅のストックを弾力的に活用できるよう措置する公営住宅の地域対応活用による目的外使用の活用を推奨しており、社宅等への活用につきましては兵庫県神戸市など2市町における取組事例が報告されております。砂川市におきましても今後の空き家の活用のために、各自治体の事例を参考にしながら地域住民の理解を得られるような制度の活用について調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 それでは、順次再質問していきたいと思うのですけれども、まずヒグマ対策についてなのですけれども、4月に環境省が指定管理鳥獣に指定したということで、そのときハンターの関係者等からは、これでハンターへの支援が増えるのではないかという期待感も非常にあったのですけれども、現状まだ国で検討している。実際に具体的な指示等は自治体には下りてきていない状況なのかどうかはええ。実際に今も既に熊の活動

は活発化しております。秋には当然さらに多くの熊が出てくる可能性があって、その当時4月に指定されたときは国でも秋までには対策を進めるのだと、自治体に交付できるものがあれば交付するのだというような方向性だったなど記憶しているのですけれども、現時点では動きがないのかな。会議等は道では行われているようですけれども、そういう状況なのかなと思います。ただ、多くの人も誤解している部分があるかもしれませんけれども、指定管理鳥獣にクマが指定されたからといって全ての問題が解決されるわけではなくて、そこはやはり体制等を充実していかなければ対策にはならないのかなというのが実態かなと思うのですけれども。そこでお伺いしたいのは、恐らく当初の報道等、あるいは国の方向性によれば秋頃には何らかの形が見えてくるとは思うのですけれども、現時点で指定管理鳥獣に指定されることを踏まえた準備と申しますか、市として現状課題になっている部分の論点等を整理して、実際に国、道の動きが見えた段階で即対応できるような体制を今のうちから私は準備しておくべきではないかな。というのは、もう既に現在6月後半ということで熊が活発化する秋、もう3か月ぐらいです。もう既にその頃にはいろいろまた課題等が出てきている状況なのかなと思うのです。国の、道の指示を待つというよりは、まずは市の段階で論点、課題等を整理しておいて、いざ実際に動き出すときに即対応できるような体制というのは組んでおくべきではないかなと考えるのですけれども、この辺りの考えはどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 指定管理鳥獣に指定されたことに併せた市の準備等についてのご質問かと思いますが、今までもクマが出たときにつきましては鳥獣被害対策実施隊員であるハンターの方々と常に協議をしながら進めていたところでございます。砂川市におきましては、職員も、箱わなでございますが、狩猟免許を取りながら知識を増やしてハンターの人方と知恵を出し合いながらヒグマ対策を行ってきたところであります。砂川につきましては、積極的に山に入って熊を捕る、夏期間に、雪の降っていない時期に山に入って捕るというのはなかなか難しい状況ではありますので、出てきたものに緊急的に対応するというのが今の手立てかなと考えております。それも含めて、日頃より鳥獣被害対策実施隊員の方々と共に協議をしながら進めてまいりますので、その辺りは今までと変わらず進めてまいりたいと考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 今できることをしっかりやっていけば指定管理鳥獣になったとしても即対応できるというようなご答弁だったのかなと思いますので、しっかり日頃からの活動を進めていただきたいなと思います。

そこで、(2)のハンターへの支援の現状とということで、皆さんご存じのとおり近隣自治体でもハンターの奨励金の扱いをめぐる大きな報道、全国的なニュースにもなっているところなのですけれども、近隣自治体、砂川市周辺のハンターへの支援強化、特に報

酬部分についてどのような状況になっているのかをまず先に伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 近隣の市町の報酬の関係だと思いますが、まずあるまちでは出動1時間当たり1,966円、あるまちでは出動1日当たり3,000円、あるまちでは出動1日当たり1万1,000円で、捕獲1頭当たり3万円を別に支払う。また、あるまちでは出動1回当たり5,000円で、捕獲命令のときだけ1回当たり1万5,000円、箱わな撤去費を別途5,000円、あるまちでは出動1日当たり5,000円で、捕獲1頭当たり6万円、またあるまちではエゾシカも含めた有害鳥獣駆除の委託費の中に含まれて、箱わなの設置、撤去費もその委託費に全て含まれるまちもあります。また、同様に委託費の中に含まれるのですが、箱わなの設置、撤去、処理についてはまちが負担しているというところもあります。なので、それぞれのまちごとに猟友会の依頼している業務の内容や報酬体系が異なり、一律には比較できないような状況になっております。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 各自治体によってお願いしている業務がかなり異なるということだと思うのです。あるまちでは解体も含めて市がやる、あるまちによっては恐らく全部やるのだということによって、そこで委託費の単価等が恐らく大幅に違ってくる事例があって、一律には比較が難しいという答弁だったのかなと受け止めました。ただ、実際のところ、例えば先般も鈴木知事がメディアの取材に対して、危険性を考えたらおかしいというような答弁もあったところなのですけれども、何をもって単価が適正かというのは非常に私自身も難しいとは思っています。ただ、1点明らかに、最初の答弁でもありましたけれども、発砲に当たってたしか1,800円という報酬、砂川市でも出しているのですが、ただこれを客観的に見てもちょっとここは安いのかなと思うものも項目として私にはあり得ると思います。1,800円、恐らくは昔の単価でこれはつくられたのかなと思います。弾の弾丸を数発発射して、その単価、恐らく1発五、六百円で単価を設定して1,800円というものをつくったと思うのですけれども、実際現実問題、今弾丸、実包と正式に言うのですけれども、1発1,000円近くするのです。それを数発撃てば2,000円、3,000円となってしましまして、明らかにこれは単価的にも合っていないなというのがあります。そうした部分で、物価高騰等があって、現実には即していない費目とかは多々あると思うのです。ですので、この辺、他自治体の状況もありますけれども、現実には即してそれが適正なのかどうかというのをここは検証して、今のままでいいということには私はないのかなと思うのですけれども、この辺は現実的な報酬になるように、客観的にも現実のものに適応した部分に適正にしていくべきでないかと思うのですけれども、この辺は市として現在どのように考えているかお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 現実に合わせて報酬をとというようなお話かと思うのですが、報

酬の単価につきましては一度検討して進めてきた金額でございますので、また時を見て、経済情勢を見ながら、他種目の賃金等を見ながらその辺りは加味する必要はあるのかなと思いますが、それは状況を考えていきたいと思います。実包につきましては、物価高騰がつい最近、ここ3年ぐらいいかなと思いますので、これにつきましてはまた今後の動向を見ながら、物価上昇に合わせてどうするか、また検討していくことになるかと思いますが、その辺りは今後の物価の様子、変動を見ながら考えていきたいと思います。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 道の鈴木知事も国に対して財政負担ができるように地域の実情を国に伝えていきたいとも言っておりますので、ここはぜひその他、今実包が非常に分かりやすかったものですから、客観的にも出てくるものでありますから、ここは一例として挙げただけでありますので、他の項目についても実態に合っていないものは多々あると思っておりますので、自治体の比較が適正かどうかという部分もあります、正直に。お願いしている業務の内容も個々ばらばらであります、ただある程度そういった事例を集めることによって、ある程度標準化といいますか、目安というのは恐らくつくっていけるのかなと思うのですが、それが市の役目なのか、道の役目なのか、国の役目なのかというのは別にあるかもしれませんが、やはり地域の実情に合わせた設定というのは必要なかと。現実に合わせた形で見直していくよう、ぜひ要望したいなということと、あと私も実際自分自身がハンターとしていろいろやっていて気づきがあったのですけれども、例えばクマ、シカに限らずなのですけれども、公の業務として駆除等をしますけれども、実際にハンターの道具とか車というのは自前のものなのです。変な事例かもしれませんが、警察官を例えれば分かると思うのですけれども、警察官の業務、拳銃しかり、パトカーしかり、制服しかり、全部官給品です。自前でやっているわけではないのです。逆に自前でやっていたら怖いのですけれども、自前でやっているわけではなくて、それを公務としてやっているのです。ただ、ハンターの場合は全部自前なのです、銃、車。車も動かせば当然ガソリンも使うということで、そういった全てのものが自前でやっていて、公の仕事としてやるということで、一律に例えば先ほど実包1,000円近くだと言って言いますが、ではほかのものはどうなのだと。例えば熊駆除に使うライフル銃だって今は30万円、40万円の時代です。実は誤解している人も多いのですけれども、銃の寿命はそんなに長くないのです。ライフル銃というのは極端な話1,000発、2,000発で命中精度は落ちるような銃もありますから、そうしますと弾一発撃つということで、撃つごとに銃の寿命がどんどん短くなっていくということで、その辺の部分の一見して見えない費用というのが多々かかっているところがあるのです。そうした部分の使用する機材、あるいは現実に即した部分に合っていないというのは他にも見えない費用というのが多々あるわけですから、この辺ぜひ精査して、地域の実情ということで、ぜひともそれが反映されるような形の報酬体系になるよう、私もハンターの一員として強く要望したいと思います。

大きな1点目は終わります。

次、大きな2点目に入ります。(1)の外国人労働者の現状ということで、平成30年の調査、当時に多比良議長が一般質問で質問したときにこのような数字の答弁があったなと思っておりますが、明らかに外国人労働者の数は増えております。当時と比較して違うのが技能実習生以外のいわゆる特定技能の方が非常に多く増えているということで、特定技能というのは介護をはじめ、日本で人手不足が著しい業界に対する労働者ということで受け入れているという状況なのですけれども、特にそのときなかった介護分野等、人が来ているというような状況かなと思います。

そこでお伺いしたいのは、砂川だけではないとこの状況を思っております。近隣自治体でもかなりの外国人労働者がいるというようなことも伺っておりますけれども、現状市で把握している近隣自治体の外国人労働者の動向等、もし分かるものがあればこの辺ももう少し詳しくお伺いしたいなと思います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 近隣自治体での外国人の状況というご質問かと思いますが、近隣自治体のそれぞれの業種別、それぞれの項目別、今数字がございませんので、大変申し訳ないのですが、法務省出入国在留管理庁の在留外国人統計に基づいて中空知の人数でご報告申し上げたいと思います。

令和4年12月時点における中空知地域の在留外国人数は322人となっており、そのうち滝川市が102人、赤平市が83人とその多くを占めております。また、平成30年における中空知の在留外国人数は293人であり、そのうち滝川市は112人、赤平市は65人となっております。中空知において微増と言えるかと考えております。また、北海道を参考までにお話し申し上げますが、厚生労働省北海道労働局の外国人雇用状況の届出によりますと、令和5年10月末時点における道内の外国人労働者数は3万5,439人、事業者数は6,902事業者となっております。なお、平成30年における外国人労働者数は2万1,026人、事業者数は4,342事業者でありましたので、こちらも増加傾向となっております。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 近隣自治体も道もかなり多くの方がいらっしゃっているのかなと、100人に1人とまではいかないけれども、人口比に対して。それに近い数字、全道的に見ても増えているのかという状況かと思えます。

そこで、市にお伺いしたいのは、先ほども企業訪問等をされているというようなお話があったのですけれども、今後のですね。恐らくそういった情報を受けているとは思いますが、今現在でも既に平成30年から7人から38人と増えておりますけれども、今後の外国人労働者の動向ですよね。というのは、先般、先週国会でも新たな入管法の改正がなされまして、大分制度が変わるといような状況があります。特にいわゆる技能実

習生については制度も大幅に変わって、今まで認められなかった転籍も認められるような状況ということで、それは条件付なのですけれども、恐らく外国人労働者の移動というのが活発になることが想定されるのですが、現状市として今後例えば企業さんがさらに増やすのだとか、増えていく見通しがあるのだというような、もしそういう情報があれば今後の見通し、市として大体体感的といいますか、客観的に厳密な数字は出てこないかもしれませんが、今後外国人労働者が増える傾向にあるかどうか、その辺の分析状況というのはどうなっているのかをちょっと伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 本年も若干聞き取りをしているところがありますので、その中で申し上げますと、7月からも1事業者において受け入れるという話を聞いております。なので、それらを鑑みますと極端に増えることはないかとは思いますが、少しずつは増えていくということで考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 特に現状の人手不足の傾向が続けば、各産業分野において人手不足解消のために外国人労働者にお願いするということが増えていくのかなということと、先ほども、特定技能だと思えるのですけれども、介護分野でも新たに人が来ているというのも、製造業以外にも農業もそうですけれども、介護分野というのは特に新しい傾向なのかなと受け止めておまして、そういう人たちが今後恐らくは増えていくことが私自身も想定されるのかなと思っております。そこでなのですけれども、場合によっては、先ほども述べましたけれども、入管法の改正によって技能実習生の転籍が可能になるというようなことも踏まえますと、恐らく場合によっては地域間で外国人材を奪い合うような状況も出てくるかなと私は思っております。それは、国全体でもそうですよね。今円安のこの時代、外国人材が北海道、日本国に来ていただけるかどうかというのも微妙な時代になってきましたし、地域内においても道内においても各自治体でそうした外国人労働者を奪い合うような時代が来るのではないかなと私は危惧しております。

そうしますと、各地域で外国人労働者にとって魅力ある地域でなければ外国人労働者も来ていただけないのではないかなという状況がもしかしたら今後出てくるかなということは考えております。特に今外国から来た人材の皆さん、スマホは必ず持っておりますし、SNSで情報発信が容易な時代です。悪い情報というのはすぐ拡散してしまっていて、この地域はちょっと行かないほうがいいよとか、そういった情報が広がりかねない状況であります。しかも、転籍は条件あるけれども、認められるようになればそうした情報が瞬時に駆け回るということも心配されます。外国人労働者にとっても魅力ある地域にしなければならぬかなと考えております。

そこで、(2)の受入れ環境の整備状況ということなのですけれども、お伺いしていますと、企業等の聞き取りによれば特にそういった差別、偏見みたいなものは見当たらない

ということと、あと相談窓口については基本的には国が主体となった窓口を紹介しているのだという話と、相互理解については今後そういった訪問により課題を把握していくのだというような答弁だったと思います。実際私の個人的な体験で言えば、最近ショッピングセンターにも恐らく東南アジア方面から来たと思われる外国の方は見受けられますし、例えば総合体育館に行けば活動されているような方も来ているという状況も見受けられ、ある意味地域住民の一員として、外見からも一見して分からないのですけれども、溶け込んでいる部分も見受けられるなどと思います。そうしますと、環境整備という部分も考えていきますと、せっかく来ていただいたのですから、砂川市のこともよく知ってもらいたいですし、できればよい情報も発信してもらいたいなど、いわゆるおもてなしの心ですよね。おもてなしの心でぜひ外国人観光客以外にも外国人労働者の方もお迎えしたいなど私は考えております。

そこで、今のところ外国の方々の例えば相談とかは国が、基本的に今答弁されているのは経済部ですけれども、様々な外国人労働者も一住民と同じように様々な困り事とか相談事というのはあると思うのです。先ほどの答弁では、いわゆる労働問題に特化したような相談というようなことだったと思うのですけれども、普通に考えてみれば医療の問題とか、例えば災害に遭った場合の対応はどうなのだ、そこは国というよりは市の担当の部分ですよ。それは経済部長の答弁になるかどうかはちょっと微妙、分からないところもあるのですけれども、一元的に外国人労働者ということで、もしかしたら経済部が窓口になっているかもしれませんが、この辺現状そういった部分の外国人労働者の方が受ける地域住民と同じような困り事の相談等の窓口は現状経済部で一本化されているということで理解していいのかどうかをちょっと確認させてください。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 今のところ企業が中心となって外国人労働者を雇用されているのが現状でありますので、私どもの経済部では企業訪問した際に聞き取りするなどしてそれらの情報を集約した際には、例えば相談事があったとすれば、それぞれの原課に、ほかの部署、部門に伝えて対応してもらおうのが今のところ基本かなと考えております。ただ、窓口とかはまた別かと思いますが、通常はそのような形で問題解決していきたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 現実問題として現状38人ということで、2桁にとどまっているので、そういった苦情あるいはトラブル等というのは恐らくないのかなというのは実は想像していたのです。ただ、先ほども中空知の状況ということで答弁ありましたけれども、既に3桁にいつているような自治体もございます。人口比でいえば1%近くになっているような自治体も、特に赤平市なんかはそうです。なっているような自治体も見受けられるようになってきたということで、私自身は3桁、100人単位になってきた場合、人口比でい

ば1%近くになるにつれて恐らく様々な課題が出てくると思っております。現時点では38人ということで、企業内で解決できている部分もあろうかと思うのですが、先ほども述べたとおり、生活者として地域に関わっているような人も、買い物をしたり、その他公共施設を利用しているような方々も見えられているような状況でありますから、今後もっと多くの外国の方が増えた場合は様々な課題が恐らく出てくるかと思えます。これは経済部だけの問題ではないので、私としては答弁は不要です。問題提起にとどめておきますけれども、こうした課題は今後多く出てくるということは想定されますし、外国人労働者を多く受け入れている自治体のような統一窓口を設置するまでには至らないとしても、ある程度そうした情報を庁内で共有するような仕組みづくりは恐らく今後必要になるのではないかなということ、それに備えて情報収集等を今後進めていただきたいということ、を今の段階では提案にとどめて、外国人労働者の問題の質問は終わりたいと思えます。

続きまして、公営住宅の部分に行きたいのですが、先ほどの答弁を伺っておりますと、相当空き家が多いなと思っております。増加傾向にあるというのは私も認識していたのですが、2割以上になるということは、民間のアパートの経営だとしてもこれはなかなか厳しいという状況かなと思えます。公営住宅でもなかなかこの空き家率というのは高いなと思うのですが、先ほどの答弁でちょっと私聞き漏らしがあるかもしれないです。もう一度確認するのですが、空き家のうち、273空き家があるということだったと思うのですが、この中で直ちに入居が可能なもの、例えば改修とか保全、修理がない形ですぐ入れるような空き家の件数は今何件ぐらいあるのか、それをまず先に確認させていただきたいと思えます。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君 空き家のうち直ちに入居可能という部分でございますけれども、まずもともと住んでいた方が退去された後に次に待機者がいる場合には速やかに修繕を行うのですが、待機者がいない場合には申込みを受けてから修繕をするという体制を取っております。よって、修理を要さないですぐに入れる住戸という部分につきましては、非常に数としては少なくなっております。1桁台の数戸に限ることになっております。中には状態のよい部屋もございますので、そういったものに関しましては清掃等で入れるのですが、多くの空き部屋につきましてはお申込みを受けた後に修繕を開始すると。この修繕の内容も部屋の状態によって1か月単位で変わってきますので、ばらつきはあるのですが、全体の状況としましてはすぐに入れる状況に関して数戸に限られますけれども、入れる状態の部屋に修繕をした後に入居いただくという部分が空き部屋の大半を占めているという状況でございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 そうしますと、実質的に見ていけば仮に急遽人が増えて入るのだとなった場合、対応できそうなのは2桁程度にとどまるのかなという答弁だったのかなと受け止

めました。それだとしても相当数の空き家なのかなとは思うのですけれども、状況についてはそういう状況なのですが、そうしますと空き家が増えていきますと、地域コミュニティということで先ほども答弁ありましたが、私は日曜日にちょっと宮川中央団地に行く用事がありまして、ついでに端から端まで見て歩いてみたのです。そうしますと、やはり相当数空き家があるというのは実感として見えてきます。特に3階建ての建物なのですが、1階にはいらっしゃるけれども、2階、3階にはいないと。あるいは、3階にいるけれども、2階、1階にはいないと。縦の3戸の中で1戸しかいないような公営住宅が相当数あるなというのが目につきました。

そうしますと、先ほどのコミュニティの話ではないですけれども、共同住宅というのは共同生活の中で運営していくという部分があれば、そうすると共同生活も何もないですよ。ほとんど1戸となって、共同作業の部分が一人一人の者に非常に重くのしかかるということと、あとは宮川中央以外もそうなのですけれども、計画空き家、計画的に、先ほどの答弁でもありましたけれども、高層階は入っていないのだという団地については特にその傾向が顕著だと見受けられました。人が住んでいるかどうか分からないような棟とかも見受けられますので、そうするとやはり住んでいる方々の負担は極めて大きいと、共同生活の共同作業もできないというような極めて厳しい状況もある。また、高齢化も進んでいる状況であれば、本当に負担が重いのではないかと見受けられます。そうしますと、これは現状の仕組みで可能かどうかはちょっと分からないですけれども、例えば同じ団地内の別の棟に住み替えをすとか、例えば計画的に現在空き家にされていまして、一人で寂しいと、作業負担も重いということで、もうちょっと人の多い別の団地、あるいは近所の近くの敷地内の別の団地に住み替えをするのだというような要望があった場合、これは現状の仕組みの中でそれはできるのかどうか。また、できたとしても例えば何か大きな負担が、引っ越しするわけですから、物理的に大変だというのは当然ありますけれども、それ以外の部分で何か制度上課題があるのかどうか、この辺ちょっと伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君 空き家が増えているということで、なかなか地域コミュニティ、特に自治活動の部分で公営化もありますので、特定の方に負担が増えているという状況につきましては住民の皆さんからもお聞きしているところでございます。今空き家が増えていく中で計画的に住棟の集約を進めていっているのですけれども、ただ前提としまして基本的に団地から団地への移転という部分につきましては、宮川団地とか取壊しが決定しているものにつきましては移転補償等を伴って移転できるのですけれども、条例の規則上は単にその部屋が空いているという理由をもって移転というのは認めていない部分がございます。ただ、一定の条件、特定目的の入居と言いますけれども、一定の条件を満たす場合には認めるという条件になっているのですけれども、現状ではこういった規約の下には集約作業というのを効率よく進めていくというのはなかなかうまくいかないのかなという認

識を持っております。それで、このような空き家が増えていく中で、なるべく住宅の集約を進めていく中で住民の皆さんの負担を軽減していきたいという部分もありますので、今は特定目的の入居ということで条件がちょっと厳しめになっているのですけれども、ただ団地ごとに集約の方針といたしますか、新しめの団地につきましては待機者も一部にはいるという状況でございますので、団地ごとといたしますか、エリアごとにおいて集約の方針というのがおのずから変わってくると認識しておりますので、今後につきましては各団地ごとの集約の方針というものをしっかりと固めていって、その団地の状況に応じた移転のしやすさといたしますか、特定目的の入居の緩和ですとか、制度の在り方というものを地域住民の皆さんの声もしっかり聞きながら考えていきたいと、このように考えております。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 ぜひそうした方向で方針を決めて進めていただきたいと思うのと、もう一点は、そうした方針等を固めるに当たってはやはり住んでいる方の理解、周知というのは私は非常に重要だと思っているのです。住んでいる方に伺いますと、そこは私は本当かどうかちょっと分からないのですけれども、市から説明もなく進められていることが結構あるのだというような苦情を受けることがあって、私もそれが真実かどうかはちょっと分からない部分もあったものですから、もしかしたら周知が漏れていたりしている部分もあったのかなとは思っているのですけれども、今回スムーズに移行するための方針等を決めるということであれば、事前あるいは事後も含めてしっかり地域の方々に説明する機会をぜひ設けていただきたいなということを要望をしたいと。この辺について進めていただけるといふ答弁をいただきましたので、そのことはその辺の住んでいる方へのフォローということをぜひ進めていただきたいなと思います。

それから、この辺については方針がありましたので、分かりましたということで、外国人の入居の関係なのですけれども、私はてっきり砂川市も他の自治体と同様に、例えば何か資格要件があるのかなと、外国人に当たって。あるいは、砂川市ではないのですけれども、例えば1年以上の在留実績がないと入れませんよとかという条件がついているところがあるのですけれども、特に今伺いする限りはそうした条件も一切ないと、あくまでも公営住宅の入居の資格以外のものは求めていないということで、再度そこだけちょっと確認をさせていただきます。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君 外国人の方の入居につきましては、1回目のご答弁でも触れましたけれども、もともと長く外国籍で住んでいらっしゃる方の入居実績というのはあるのですけれども、ここ最近増えております技能実習生等につきましては、これまでご相談等の実績もございませんので、果たしてどの程度公営住宅に対するニーズがあるのかというのはちょっとはかり切れない部分があるのですけれども、現状におきましては、最近の技能実習生ですとか、そういった方に対する来日してからの期間ですとか、その他の各種条

件ですとかについての決まり事は特に制限は設けておりませんが、仮に今後外国人実習生等が増加していくというような状況がもし起きるようでしたら、それに対する対応と申しますか、資格的なものの整理というのは他市町の事例とかも研究しながら場合によっては整理していく必要があるのかなというところですが、現状は特に縛りは設けていないというところでございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 実際現実的に恐らくは技能実習生等は企業がバックと申しますか、いろいろ保証しているの、企業からの紹介等、個別にふらりと外国の方が来てということあまり想定されていないのかなと今想像いたしました。現状砂川市においては特に差別するものはないということで、そこは理解いたしました。

そこで、(4)なのですけれども、社宅等への利用ということで、これは近年かなり、北海道でも2か所ぐらいかな、あったと思うのですけれども、現状砂川市でこうした活用、恐らく目的外使用ということなのですけれども、公営団地の趣旨に反する形での利用を進めているという事例、把握されているもの、特に道内の部分で詳しく伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 齊藤隆史君 主立った事例になりますけれども、北海道内におきましては札幌市、恵庭市などの大学のあるまちにおきまして、通学する学生に使用させているという事例を確認しております。また、道東の白糠町では移住体験用の滞在施設としての使用という事例を確認しております。北海道内ではまだ事例は少ないのですけれども、道外を見ますと全国的には地域おこし協力隊に使用させるですとか、あるいは今回ご質問にありましたような企業の従業員に使用させる例ですとか、あるいは外国人の技能実習生に使用させる例ですとか、またあるいは高校や専門学校の学生寮として使用させる例ですとか、こういったことを確認しておりますけれども、それぞれの入居条件と申しますのが各自治体によって独自に取決めがあるということで、結構多くの自治体で入居に際しては団地の自治体活動への参加を義務づけているというところも多いと見ております。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 そういった活用、私は非常に素晴らしいことだと思いますし、積極的にぜひ砂川市においても砂川市の政策目的に合った形でそういった運用をすべきではないかなと思うのですけれども、ただ私心配なのはやはり何らかのペナルティーがあるのではないのかなと、要は国の補助金を導入して造られているものですよね。普通に考えていけば、目的外使用となれば何らかのペナルティーがあるのかなと想像はするのです。あとは、手続面で何か様々な障害があるのかなということも想像するのですけれども、この辺補助金返還あるいは手続上非常に時間や手間がかかるという、それを阻害するような要因は何かあるのか、そこだけちょっと伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 齊藤隆史君 国土交通省で平成21年に公営住宅の地域対応活用という方針を示しております。これは、よく地方で空き家が増えているという経過を踏まえまして、若年単身ですとか、いわゆるUターンとかJターンとかいうものの受皿として活用すべきであるという方針を取っております。この活用に当たりまして、事前に国交省へ計画を出さなければならないということと、それから実施する場合には1か月以内に報告しなければならないということ。それから、基本的に空き家を使うべきであって、本来入居者、本来公営住宅に入るべき人の入居を阻害しないように、これが大前提となっております。原則1年間なのですが、状況が変わらなければ更新可能ということで、幾つかハードルはあるのですが、基本的に部屋が空いていて、およそ入居の見込みがないと、本来入居者の申込みも想定されないという部分につきましてはある程度自由な利活用が可能ということでございますので、当市のようにある程度空き家のあるところにつきましてはこういった条件で活用することにつきましては可能性はあるというところでございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 私も国費の補助事業をやってきたものですから、そうしますと、やはり目的外使用という言葉聞くだけで震え上がってしまうのです。ただ、今伺いする限りは届出だけで済むのかなという部分、あとは市の内部の規定をどうするかという部分は当然あるかと思うのですけれども、なかなかハードルが低いなど伺いました。そうしますと、砂川市、公共施設の中で特に公営住宅というのは最大のストック量があるものです。公共事業総合管理計画においてもそうなのですけれども、最大のストックがあると。しかも、現状相当数空き家がある、使える、すぐ入れるような空き家も10戸単位であるということであれば、やはりこうしたものを何とか活用して、現状の砂川市の様々な政策課題があります。移住、定住もそうです。そうした目的とリンクさせて、今ある砂川市のストックを有効に活用すべきではないかなと思うのですけれども、これは先ほどの答弁では調査研究にといったような話だったと思うのです。この辺は、もう少し積極的に他部署とも連携しながら活用策についてもっと真剣に考えるべきではないかなと思うのですけれども、これを最後にお伺いしたいなと思います。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 齊藤隆史君 公営住宅は、今ご指摘のとおり、しっかりと活用方針というのは考えていくべきと考えております。また、今回ご質問にもありました中で外国人労働者の関係ですとか、そういった部分につきましては、果たして現在どの程度の公営住宅に対するニーズがあるのか、あるいは今後どう増えていくのかというのはしっかりと見ていかなければならないということと、ニーズを待ち受けるということに限らず、ニーズをつくり出すというもの、こういう部分に設定すれば入居する方がいるのではないかなという観点も含めまして活用というものを今後しっかりと考えていきたいと、このように考えております。

○議長 多比良和伸君 是枝貴裕議員の一般質問は休憩後に行います。
10分間休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時06分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。
一般質問を続けます。
是枝貴裕議員。

○是枝貴裕議員 (登壇) それでは、通告に基づきまして私から大きく1点、砂川市予約型乗合タクシーについて質問をさせていただきます。

予約型乗合タクシーについては、平成26年9月の事業開始以降、乗降地の増設や敬老助成タクシー券の利用を可能とするなど改善を加え、コロナ禍での一時的な利用者の減少を除けば、現在は年間延べ1万人以上が利用する市民の移動手段として定着しています。しかしながら、利用者が増加する一方で、高齢者の方を中心に活動の場を広げる意味でさらなる利便性の向上を求める声もよく聞かれます。この関係につきましても、過去の市議会定例会や常任委員会でも取り上げられてきておりますが、改めて乗降地の増設や利用時間の延長など利便性の向上並びに利用促進に配慮した措置が必要と考えます。そこで、以下の点について伺いいたします。

- (1) 乗降地ごとの利用者数について。
- (2) まちなか乗降地以外の新たな乗降地の設置について。
- (3) 利用可能時間帯の延長について。

以上、1回目の質問といたします。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 (登壇) 大きな1、砂川市予約型乗合タクシーについてご答弁申し上げます。

初めに、(1) 乗降地ごとの利用者数についてであります。予約型乗合タクシーにつきましては現在8か所の乗降地を設けて運行しております。それぞれの乗降地の利用状況につきましては、令和5年度の乗車、降車を合わせた延べ人数は砂川市立病院4,218人、ショッピングプラザアイアイ2,422人、公民館1,157人、砂川市立病院前バス停1,118人、ふれあいセンター867人、JR砂川駅651人、スーパーチェーンふじ495人、コープさっぽろ411人の合計1万1,339人であり、通院、買物、公共施設の利用やバス、JRへの乗り継ぎ等、様々な目的で利用されているところであります。

次に、(2) まちなか乗降地以外の新たな乗降地の設置についてであります。予約型乗合タクシーにつきましては、日常生活を送る上で多くの利用が想定される施設や他の公共交通機関への乗り継ぎ利用を考慮して乗降地を設定しております。乗降地の増設に関する

る要望につきましては、砂川市地域公共交通会議や各種アンケート調査などからもお伺いしておりますが、予約型乗合タクシーの運行ダイヤにつきましては自宅と乗降地を30分以内で結ぶ想定で設定しており、乗降地の増設によって運行時間が30分を超過し、折り返して運行する便への影響や乗務員、乗客の負担が生じることも考えられること、また車両を増やし、運行コースを細分化するなどの対応も費用の増加や効率的ではないことから、新たな乗降地の設置については現状として難しいと考えており、地域公共交通会議でもその旨をお話をしているところであります。

次に、(3)利用可能時間帯の延長についてであります。現在の運行ダイヤでは出発時刻を、自宅から乗降地へ向かう行きの便は平日は午前8時から午後2時、休日は午前9時から午後1時、乗降地から自宅へ向かう帰りの便は平日、休日とも午後0時30分から午後5時30分として、平日は6往復、休日は4往復を運行しております。乗降地である公共施設や商業施設の営業時間からすると最終便はやや早い時間設定になっておりますが、運行便ごとの利用者数を見ると運行時刻が遅い便の利用は極端に少ない状況であり、これらの利用動向や乗合タクシー乗務員の勤務時間等を考慮し、現行の運行ダイヤとしております。

○議長 多比良和伸君 是枝貴裕議員。

○是枝貴裕議員 それでは、ただいまの回答内容から順次再質問をさせていただきます。

まず、1点目の乗降地ごとの利用者数については分かりました。市立病院の利用が突出している傾向があるのかなど。診療や治療といった体調が優れない方が、車両を必要としている方が利用するケースが多いのかと認識をいたしました。それと、ショッピングプラザアイアイが多いのかなという感じですが、まちなかという点で金融機関や飲食店なども多いことから、利用する傾向が高いようにも思いました。

それで、2点目の乗降地の増設についてでありますけれども、今ほど回答ありました内容では各種アンケート調査などから声も聞いているということで、認識はされているということは分かりました。ただ、乗降地を30分以内で結ぶ想定での設定ということで、折り返し運行する便への影響や乗客、乗務員の負担、さらには費用対効果的な部分もあって現状では難しく、地域公共交通会議でもその旨をお話をしていると、それで現行ダイヤの運用を続けているということでもあります。現行ダイヤとしているここに至るまでのその後の経過としまして砂川市地域公共交通会議や運行事業者とどのような話し合いがなされてきたのか、その内容や課題について確認をさせていただきたくお伺いをいたします。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 今年度の砂川市地域公共交通会議につきましては、先月5月27日に開催したところであります。その中で予約型乗合タクシーの運行計画を協議する中で、委員として参加していただいている老人クラブ連合会から乗降地の増設等についてご意見が出され、これらについては議員ご指摘のとおり過去から継続的に要望されているこ

とでございますが、運行事業者との協議では自宅から乗降地を結ぶ設定が30分を超える運行となる可能性があることから、また乗務員や乗客の負担も多くなると考えられることから、その対応が現状では難しいとのこともあり、その旨をご説明し、ご理解いただいていると認識しております。また、運行事業者に対しては、昨年市の担当者が事業所を訪問させていただいて、予約受付や乗車予約情報の整理、乗務員への情報伝達など予約型乗合タクシーの運行に関する実際の作業手順を改めて確認するとともに、運行事業者の代表や担当者と情報交換や意見交換を行った中で、利用者から寄せられた利便性向上の要望についてはお伝えしているところであります。その要望につきましては事業者側も当然理解できるものであって、それらを実施しようとした場合、乗務員の確保や増車の手配など様々な課題も生じるものと考えられ、これらの対応は簡単でない部分も多いという回答を得ております。また、原課としても事業者の予約、配車業務の効率化や利用者の運賃支払い等の利便性の向上を図るという観点から、予約や配車に関するシステムの活用や、キャッシュレス決済の導入の可能性など、情報収集なども行っております。その導入や運用に係る経費と、これにより得られる利便性の向上等についてバランスが取れるのか、利用者のニーズに合致するのか、これからもさらに情報を得ながら研究、検討が必要だと考えております。

○議長 多比良和伸君 是枝貴裕議員。

○是枝貴裕議員 では、また質問をさせていただきますが、今ほどの回答から老人クラブ連合会を中心に高齢者の方からいろいろ乗降地の増設等については直接意見も届いているということが分かりました。私も最初の質問にあったとおり高齢者の方々から範囲拡大を要望する声を多く聞いておりましたので、その点については直接聞いているというところではよかったかなと思います。回答の内容についても一定程度今ほどの内容で理解はいたしましたけれども、やはりどれだけの利用者が見込めるかという点については今後調査研究が必要に思いますので、その点についてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、運行事業者さんから理解しつつも簡単ではないというような内容の話も、事業者さんの都合ですから、この点についても分かりました。運転手を雇用する運転事業者さんの負担、さらには本業、いわゆる事業経営に影響するようではちょっと問題かなとも思ひますので、これについてはやはり最大限の配慮が必要だと私も思ひます。

ただ、その中で3点目の再質問としまして、ドライバーの確保、新たな雇用が難しく、物理的に増便やタクシーの増台ができないというのであれば、運用面の工夫とかでもう少し利用可能な時間を延長することはできないものなのかなと思います。昨年の市議会定例会での回答で往路より復路の便の利用が極端に少ないという報告がございましたけれども、その点を考慮し、例えば利用頻度の多い乗降地だけ時間を延ばすとか、そういった考え方、利便性を図るような考え方でもできるのではないかなと思います。この点について考え方や協議した内容、経過等があればお答えいただきたいと思ひます。

また、少し余計な話になるかもしれませんが、運行事業者といたしましては、ドライバーの確保や運用、拡大が難しいという点において働き方改革、それが一因としてあるのかどうか、影響しているのかどうか、この点が分かれば教えていただきたいと思ます。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 利用時間帯を拡大する考え方等についてでございますけれども、令和5年度の利用実績を申しますと、自宅から乗降地へ向かう行きの便の利用者が延べ7,326人、これに対して乗降地から自宅へ向かう帰りの便が4,013人で、その差は3,313人でございます。行きの便と帰りの便の利用者の差が最も大きいのが砂川市立病院で、行きの便が3,383人、帰りの便が835人、その差が2,548人となっております。これは全体の77%を占めているところでございますが、また商業施設のショッピングプラザアイアイ、スーパーふじ、コープさっぽろでは行きの便よりも帰りの便の利用者が多く、通院の後に買物などをして乗合タクシーで帰宅していると推察しております。先ほどの答弁と若干重複いたしますけれども、運行便ごとの利用者数では運行時刻が遅くなるほど利用者が減少する傾向であって、最終17時30分の帰りの便の年間の利用者数につきましては81人と僅少である実績から、総じて利用可能な時間帯を延長することは、そのニーズはあまり大きくないものと判断しております。

もう一つ、働き方改革がドライバーの確保に影響しているかについてでありますけれども、タクシー事業者との意見交換の中では働き方改革やドライバーの労働時間の規制による影響はそれほど大きくはないという回答を得ております。現状タクシー業界に限らず様々な業種、職種で人手不足の深刻化が言われておりますが、タクシードライバーに必須となる第2種運転免許証の取得が必須であること、また勤務形態や拘束時間等、待遇に関する若干ネガティブな印象も人材確保を難しくしている要因の一つではないかと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 是枝貴裕議員。

○是枝貴裕議員 今ほどの答弁で大体分かりましたので、質問というよりは意見という形になろうかと思ますけれども、まずタクシー事業者さんの働き方改革の答弁については分かりました。それほど大きく影響はしていないという部分も確認できましたし、事業者さんの経営、労働環境に行政側が詮索するというのもいかなものかと思ますので、本件については結構です。よろしいです。

時間延長の考え方についてでありますけれども、行きの便に対して帰りの便は利用者が大体約半数から4分の1まで少なくなるという傾向、実態にあるというのは分かりました。やはり用事を終える時間も様々で、路線バスやタクシーを利用する方、または家族の迎えが可能な時間帯でもありますので、そういった部分で少ないのかなとも思ます。時間が遅くなるほど利用者が減る傾向にあって、17時30分の最終便、年間81人というのを

聞いて大変驚いたのですけれども、確かに時間延長に対するニーズはちょっと少ないのかなということで、そういう判断に至るのも理解はできました。ただ、最近ではタクシーの台数も少なくなったように見受けられますし、公共交通が縮小していく、この問題は高齢者のみならず、いずれ市民の移動手段として大きくなっていくように思いますし、その需要とともに価値も上がってくると感じております。予約型タクシーの利用要件については、基本的に所得や年齢等の制限がなくて、誰しものが支援を享受できるシステムになっております。交通資源の乏しい地域では非常に重要なサービスかと思っておりますので、その点の充実についてもしっかりと図っていただければなと思っております。

特に高齢者層に限って言えば、通院や買い物以外にも健康保持、増進や地域コミュニティといった地域活動も非常に重要な時間です。利用状況の傾向からは通院や買物が多い状況も見受けられますけれども、市としては高齢者の支援として、ひきこもりを解消する意味でいきいきシニアですとか、あらゆる施策、対策を講じております。これらの事業は地域コミュニティを重要視する非常に重要なものということでありますので、その点もしっかり念頭に置いて対策を講じていただきたいと思います。昨今は、社会的に高齢ドライバーの運転免許証の返納も促されております。市民の方によっては免許を返納して、河川のパークゴルフ場にどうやって行こうかと悩んでいる方もいると聞いております。きっとそういう声も、執行部側というか、皆さんにも届いているかと思えますけれども、いろいろとそういった声に耳を傾けながら、しっかり今後においても運行事業者さんと連携を密にしながら、ニーズに呼応した利便性の向上、こういったものを追求するよう努められるよう、最後要望といえましょうか、お願いを申し上げて私の一般質問を終えたいと思っております。

以上です。

○議長 多比良和伸君 小黑弘議員。

○小黑 弘議員（登壇） それでは、一般質問を始めます。私は、大きく3点です。

まず、1点目は市勢要覧についてをお伺いいたします。今年の3月付で市勢要覧が発行されましたので、以下について伺います。

まず、1点目、市勢要覧発行の目的についてを伺います。

2点目は、これまでの市勢要覧には議会が掲載されていましたが、今回は掲載されませんでした。その理由についてを伺います。

大きな2点目は、社会教育主事の不在についてです。社会教育法第9条の2によりますと、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に社会教育主事を置くことあり、必置と決められています。しかし、教育委員会には社会教育主事が現在不在ですので、以下について伺います。

1点目は、社会教育主事の役割について。

2点目は、不在になっている理由について。

3点目は、今後の対応についてであります。

最後の大きな3点目として、高等学校入学状況調査についてを伺います。令和6年度の砂川中学校の高等学校入学状況調査が公表されていますので、以下について伺います。

まず、1点目、砂川中学校から砂川高校への入学は118人中17人とかなり減っていますが、その要因についてを伺います。

2点目は、空知北学区以外のその他に入学する生徒がかなり増えていますが、その傾向と詳細についてを伺います。

最後の3点目としては、市内中学生の高等学校選択について変化があればお伺いをいたします。

以上です。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 (登壇) 私からは大きな1、市勢要覧についてご答弁を申し上げます。

初めに、(1)市勢要覧発行の目的についてであります。市勢要覧は一般的に市の経済や産業、財政、資源、人口などの情勢のほか、市の政策、歴史、各種統計資料についてまとめたものであります。これまで市では、まちづくりの状況や町の魅力を広く市内外に紹介し、理解を深めていただくため、本市の自然や産業、イベント、行事、市民生活などについて掲載しているところであり、本編は過去に2年に1度発行している時期もありましたが、平成11年度以降は4年に1度の発行、資料編は2年に1度の発行とし、東京砂川会や企業誘致など市外に出向く際に持参するほか、行政視察等で他市町村の方々が砂川市に来訪された際に配付するなど活用しているところであります。令和5年度の発行につきましても、子育てするなら砂川、豊かな心と学ぶ力を育む、安心して医療を受けられるまちなど、第7期総合計画や市政執行方針を基に、政策や産業、住生活、商業、観光などについてA4判、オールカラー20ページ構成で2,000部作成したところであり、今後砂川市の特徴や魅力を市内外に紹介する資料として有効活用していくものであります。

続きまして、(2)これまでの市勢要覧には議会が掲載されていたが、今回は掲載されていない理由についてであります。今回市勢要覧を発行するに当たっては、本市の位置や自然、四季折々のイベント、産業、住生活、商業、観光についての紹介をする中で、市民の皆さんがこのまちで暮らしている、輝いている姿を多く取り入れ、市勢要覧を見た際に魅力ある砂川のまちづくりの特色が伝わりやすく、親しみやすい紙面づくりを行い、このまちに住みたい、住み続けたいことにつながるようイメージアップに努めるため、全体的に掲載内容や情報量など紙面の見直しを図ったところであり、これまで以上に市のまちづくりの状況やまちの魅力発信に重点を置くため、広く一般に知られているところであり、行政、議会に係る部分は掲載を見送ることとして、冒頭部分の市長の発行に当たってのメッセージのみとしたところであり、

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君（登壇） それでは、私から大きな2、社会教育主事の不在についてご答弁申し上げます。

（1）社会教育主事の役割についてですが、社会教育主事は自らが計画を立案し、社会教育事業を企画、実施していくことに加えて社会教育全般の計画立案や事業の企画、実施を進めるに当たり、地域住民の多様な学びに対するニーズや複雑化、高度化する地域課題、国や道の社会教育行政に関する動向などの豊富な知見に基づいたアドバイスやコーディネートなどを行い、学びを通じた地域の人と人とを結びつける役割があるものであります。具体的には、本市では教育目標、教育推進計画、社会教育実施計画といった教育委員会所管の諸計画について、社会教育課はもとより、スポーツ振興課、公民館及び図書館の所管事業を含む社会教育分野全般の助言及び原案の取りまとめを担ってきました。また、放課後子ども教室及び青少年指導センターなどの社会教育事業の企画運営、さらには学習支援等ボランティア人材・団体バンクの整備などを通じた学校、家庭、地域の連携、協力の強化の役割も担ってきたところです。

（2）不在になっている理由についてであります。本市におきましては昭和43年から社会教育主事を廃止しており、以来令和5年度まで教職経験のある者を配置してきました。しかしながら、近年は教員や道教委の専門職が人材不足となっており、市への職員の派遣が困難であると示唆されるようになっておりました。市教委としましては、令和4年4月の義務教育学校開校を控え、道教委に直接出向き、教員等の派遣をしていただくよう申入れを行ってきたところです。しかしながら、道教委においても人材不足が一層深刻化していることに加えまして、本市のように人材を派遣している市町村がほかになくなってきていることもあり、道教委としては令和6年度からの派遣はできる状況にないということを確認したところです。このことから、他の市町村と同様に市職員を社会教育主事として配置すべく市長部局とも協議してきたところであり、令和6年4月から社会教育主事の補充として社会教育課の係員1名を配置してきたところであります。

（3）今後の対応についてであります。社会教育課配置の市職員が本年7月には社会教育主事資格取得のための講習を受講する予定としており、資格取得後には社会教育主事として業務を遂行する予定であります。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君（登壇） それでは、私から大きな3、高等学校入学状況調査についてご答弁申し上げます。

初めに、（1）砂川中学校から砂川高校への入学は118人中17人とかなり減っているが、その要因についてであります。本年度の砂川中学校における高校進学者数につきましては118人であり、令和5年度の120人と同程度の進学者数で推移しておりますが、空知北学区9校の進学者数を昨年度と比較すると増減が大きい主な高校は砂川高校で12人の減、滝川高校理数科で8人の増となっており、このことは自らの適性或能力を見

極め、高等学校卒業後を見据えた進路選択がされた結果、本年度においては砂川高校の入学者数の減少につながったものと考えているところであります。

続いて、（２）空知北学区以外のその他に入学する生徒がかなり増えているが、その傾向と詳細についてであります。空知北学区以外に進学した生徒数の直近３年間における推移を申し上げますと令和４年度は国公立高校へ１１人、私立高校へ９人の合計２０人、令和５年度は国公立高校へ１５人、私立高校へ１６人の合計３１人、令和６年度は国公立高校へ１０人、私立高校へ２３人の合計３３人が進学しております。このことから、私立高校への進学が増加している傾向にあると考えているところであります。また、私立高校の主な進学先につきましては、通信制による私立高校、スポーツ、文化活動が充実している私立高校となっております。

続いて、（３）市内中学生の高等学校選択について変化があれば伺いますについてであります。特徴的なこととしましては生徒の進路選択が広域化しているという傾向が見られております。通信制高校への進学のほか、先ほどご答弁申し上げましたとおり私立高校や札幌、旭川の国公立、私立高校などが進学先として選ばれております。このことについては、スポーツや文化活動に係る自身の資質、能力をさらに高めたいという願いや自らの特性に合った学習内容や学び方を選択したいといったニーズの多様化が背景にあるものと考えております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員の再質問は休憩後に行います。

午後１時まで休憩します。

休憩 午前１１時４２分

再開 午後 １時００分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

ここで教育次長から発言を求められておりますので、これを許します。

教育次長。

○教育次長 東 正人君 （登壇） 訂正でございます。私が申し上げました１回目の答弁で義務教育学校の開校を令和４年４月と申し上げましたが、正しくは令和８年４月であります。大変失礼いたしました。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 それでは、質問を続けてまいります。まず、１番目の市勢要覧についてなのですが、図書館へ行って今まで発行されているものを見てきました。図書館にあるのは１９９０年ぐらいが一番古いものだったのでありますが、３４年も前の市勢要覧を見てきました。それから大体１０部ぐらい出ているのです。三十何年分ですから、中川さんから、それから菊谷さん、善岡さん、３代にわたる市長の中で市勢要覧を出されているのですが、全部議会が載っております。それで、今回何で急に、飯澤市長になったら急になくなったと私は思っていたのです。もちろん地方自治体では執行機関の長の

市長と、それから私たち議決機関の議員をそれぞれ住民が直接選挙で選んで、市長あるいは私たち議員がそれぞれ住民に対して直接責任を負う制度、これは二元代表制と言うのですけれども、この下で進められ、議会はとても大事な機関だと私は自覚しております。これまでも、先ほど申しあげました前、元市長さんの挨拶があるたびに、行政と議会は車の両輪で、まちづくりには欠かせない存在だと、こんなふうに言われてきていて、そのことが私は市勢要覧、いろいろな方々に見てもらおう市勢要覧、市政の大事なことを表す市勢要覧に議会が今まで掲載されていたのかなと思っていました。

ところが、今回はないということなのです。紙面の都合かどうか分かりませんが、議会を載せないなら載せないでも私はいいいのです。それは市長の考え方ですから。当然市長も最終的なチェックというのはされていると思うので、市長がゴーサインを出されていると思ってもいますので。ただ、私たちは、去年の4月の選挙で7, 721人の市民の皆さんから投票所までわざわざ行かれて名前を書いていただいている私たちが集まっているこの議会です。そこもしっかりと考えてほしかったなと思っています。先ほども言ったとおり、市長が載せなくていいという判断をされたのであればそれはいいです。ただ、こんな大事な私たちに対して、今回は掲載をしませんけれども、どうでしょうかぐらいの相談ぐらいあってもよかったのではないのですか。その相談もないまま議会の抜く、どこまで市役所は偉くなったのですかと私は言いたいです。

ここでの質問は、市長の二元代表制、あるいはこれまでの首長さんたちが言ってこられた行政と議会は車の両輪だという、この見合いを改めて市長にお伺いをしたいと思います。
○議長 多比良和伸君 市長。

○市長 飯澤明彦君 (登壇) ただいま市勢要覧につきまして議会の記載がないというようなことから、そしてまた一言議会側にそういった相談があってもよいのではないかというようなことでもございました。歴代ずっとこの間、先ほど小黒議員が言われておりましたように34年間ですか、ずっと議会の掲載がございました。近年の他市の状況を確認しますと、市勢要覧自体、これをもう廃止しているところも35市のうち10市、また更新していない市も6市と、35市のうち約半数の16市が市勢要覧については廃止もしくは休止をしている。このような状況というのは、小黒議員ご存じのとおりインターネットの普及等がかなり大きなウエートを占めているのかと思っております。知りたい情報を紙面ではなくて、データといいますか、検索すればそこにたどり着いて、より詳しい情報も見られるような状況になってございます。また、市の今回の市勢要覧についても、市民の方をより多く掲載していくような形で、先ほど言われていますように議会の部分と執行側の副市長、教育長、執行側もそこはカットしながら、より多くの市民の活動等を載せるような状況にしてございます。一言議会側にも相談があってもいいのではないかというのは、行政側としても若干配慮が足りていない部分があったかとは思いますが。ただ、二元代表制、議会側を軽視しているということは全くございませんで、私も4期16年議会にいた人間

でございますので、そこは議会と行政というのは両輪と考えてございます。今後いろいろな市勢要覧等のそういった場面があれば、必要に応じては当然のことながら議会のことも載せていきたいと、そのように思っておりますので、ご理解をいただければと思っております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 私は今市長を指名しました。ただどね、総務部長、副市长、今の最初の前段の事務的なことを市長に言わせるの。今の組織まずいでしょ。あんな事務的なことを市のトップが話さなければならぬっておかしいよ。

次の質問に移ります。社会教育主事のことなのですが、先ほどの説明というか答弁によると、この社会教育主事というのはとても大事なことをやられる役割だと思っております。最近、この前もお話をして、予算委員会のときだったかな、生涯学習推進アドバイザーもなかなかいないよねと言って、今はもういらっしやって、ここはいいのですけれども、今度社会教育主事もいらっしやらないということで、一体どうなってしまうのだらうと思うわけです。大事なところ、お2人がなかなか見つからないということなのですけれども、社会教育主事というのはただの職員ということではなく、いろいろな意味で主体的というか、中心的にいろいろなことで動いていただける方だらうと思っております。先ほど次長の答弁の中でも、地域住民とか地域課題なんかも責任、立案とか実施しながらアドバイザーやコーディネーターをする人だというお話もあったので、私はこれからこういう方が本当に中心になっていってもらいながら進めていってほしい、社会教育事業を、と思っております。

何でそんなふうに思うかという、社会教育主事というか、砂川市自体の地域コミュニティというのがすごく今弱体化しているような気がするわけです。それは、町内会が高齢化や役員の成り手不足で本当に大変な状態になっているというのは皆さんご承知のことだと思いますし、もう一つは今わざわざ訂正された義務教育学校が令和8年に開校になるのです。今までの小学校5校が全てなくなっていくのですけれども、小学校区というのは物すごく大事な単位だと思うのです。そこで例えば運動会があり、盆踊りがあり、学芸会がありといったときには地域の人たちも寄っていく、そういうような地域コミュニティの中心でもあると私は思っているのです。小学校が今度地域から5校なくなってしまうということがこれから町内会の弱体化あるいは地域コミュニティや、小学校区が実質的に子供がいなくなるということは、校区としてはあると考えてもいいです。でも、子供たちがいない小学校に地域の住民の人たちが集まってくれるかというとなかなかそうはいかないのだらうという、砂川にとってみると今後地域コミュニティがもっとも弱体化していくような可能性が私はあると思っております。先ほどから次長が答弁されていた地域のコミュニティを社会教育主事の方が中心になって、いろいろと教育の面あるいは生涯学習の面、社会教育の面からみんなを巻き込んでいく主体になる方だと私は思っているのです。ここ

までの私の話、社会教育主事に対する私の考え方は間違っていないかどうか、まずお伺いします。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 今社会教育主事の役割ということで、間違っていないかということのお尋ねでございます。1回目の答弁でも申しましたとおり、今の社会教育事業という中で学校と地域とのつながりというのは非常に重要であるということでこれまでも取り組んでまいりました。ですから、この点につきましては、今後も学校と地域との関わりというのは大切にしていきながら、そこで社会教育主事が中心にはなっていくのですけれども、この中にもまだ他の職員もおりますので、ここでもノウハウというのは蓄積した中で事業は推進してまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今現在は社会教育主事がいらっしゃらないです。私にとってみると、とても大事なキーマンになる方が今はいらっしゃらないということで、今後どうするのという話をお伺いしたのですけれども、答弁としては市の職員がこれから資格を取って、その任につくというようなお話がありました。やめたほうがいいと思います。そんな簡単なものではないと私は思うのです。だから、先ほど砂川の地域コミュニティが弱体化していく中でこの人キーマンになりますよねと、そんな付け焼き刃みたいな形で社会教育主事をつくって行って、その人はずっとその立場にいる人になるのですか。今までの流れは、大体2年、3年たったら異動するじゃないですか。そんな例は砂川であるのですよ。

ヨット、カヌーの資格を持っている人がいるじゃないですか。スポーツ振興課とか、ああいうところへ行った人は大体沖縄へ行って何か取ってくる。多分何人もいると思うのですよ。その人たちはそこの部署を外れたら何も役に立っていません。それとこれとを比較するにはあまりにも重さに違いがあるとは思いますが、社会教育主事はそれほど私は今後大事な、大切な人だと思うのです。だとしたら、そんなに経験がない人を、今はオンラインでも何か取れるのだそうです。その資格は取れるかもしれないけれども、それで本当に今後の社会教育主事という役割をしっかりと担っていける人なのかどうかということをお伺いしたいのです。決してそうではないと思います。本気でやる気になっている人がいて、俺がそれをやるから手を挙げさせてくれ、でもずっとここで俺は頑張りたいという職員がいるのなら、ぜひ取ってもらいたい、ずっとやってほしい。でも、今そんな人は多分いないでしょう。社会教育主事ということすら分からない人たちがほとんどではないのですか。だから、危ない。ただその立場があるから、それでいいというのはもういい加減にしてほしいのです。次長、その辺どう思うのですか。本当にやっていけるのですか、そういうやり方をして。お伺いします。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 社会教育主事について、あと先ほどB&Gのインストラクター

の件でございますけれども、ここについての私の認識は、インストラクター養成講習を取ってまいりまして、大体配置としては5年から7年ぐらい、なるべくなら3年とかではなくて、取った方は一定程度長い期間の中で資格を取ったことを有効に活用していただいているということと、あとこの方たちについても、例えば先日の緑と花の祭典のヨット、カヌーの体験というのがあったのですけれども、この間でも一緒にいただいています。

社会教育主事の件でございます。空知管内でまず12の市町に現在社会教育主事が配置されておりますが、実はこの中で教員を経験した方というのはございません。今年の3月まで道教委から派遣という形で来ていた者は教員経験者ということで配置していただいております。3月までということでしたので、昨年ちょっと道教委に伺って話をさせていただきました。状況としては、今の教員の減少ということがございまして、非常に教員の減少、確保することも減少してきて人材不足が本当に進行してきているということでございます。また、砂川市へ派遣をしていただいているのも実は砂川市のみであるということもございまして、このような人材不足とこれが進行しているということから、どうしても派遣は難しいということで話は伺ってまいりました。

そのような経過もございまして、市の総務部と協議しましてこのたび職員を1人配置していただきました。まず、この研修についてなのですけれども、研修の内容につきましては、一日9時から5時までの講習を大体20日間受講する。これは4月からなのでございまして、内容としましては社会教育及び生涯学習の本質についての理解、そして多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得と連携、協働を図りながら学習成果を地域課題解決などにつなげていくための知識習得、そして職務を遂行するために必要な資質及び能力の実践的な定着を図るということでございます。今年の3月まで教員の経験者を配置していただいたというお話をさせていただいたのですけれども、実はこの教員の経験者の方も配属当初は社会教育主事の資格を有しておりませんでしたので、今年度同様に社会教育主事講習を受講してきたというのが現状でございます。

そのような中であっても、現在は担当する中でその間に蓄積してきましたノウハウなどを基に円滑に社会教育事業を推進してきましたし、先ほど言いました空知管内12の市町の社会教育主事の配属についても確認をしましたところ、これについても通常の人事同様5年程度の周期で異動しているということは聞いております。ですから、今年からの取組で今後どれぐらい配属するということは現時点では申せませんが、この主事を受講する者には、社会教育研究会など空知管内の社会教育主事などが集まります研修もございまして、そういう中で情報交換、交流などを通じて人材の育成を図って、そしてその情報は担当の課内においても十分に共有を図りながら一層の社会教育事業の充実に努めてまいりたいと思っておりますので、この点についてはしっかりやっていきたいとは考えてございます。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 主事の講習を受けさせようとしている職員は、基本的には社会教育課の職員と思っているのですか、どうなのですか。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 このたび講習を受講するのは社会教育課に配置されている職員でございます。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 その職員たちは、勤務何年の方がどのくらいいて、社会教育に何年ぐらいいるのか、1人ずつ教えてください。

○議長 多比良和伸君 教育次長。

○教育次長 東 正人君 今ここで勤務年数を正確に申し上げるということは、ちょっと私も今手元に資料がなく用意はございませんけれども、担当課長でございます。これにつきましては、これまで社会教育課または公民館の文化学習係などを経験していた者がおりまして、それが今社会教育課長としております。その後、次に経験年数の長い者である者が係長でございまして、これについても今3年、4年ほどだと思っております。そのほかに、経験年数が3年程度の者が1人、あと今年から配属になった者が2人という体制になってございます。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 何でこんなことを聞くかといえば、先ほどから社会教育主事はどういう人かということを知って来ました。いろいろなことに精通している人なのです。今の年数と、それから顔を見てもある程度分かる人たちはいます。無理は無理でしょう、そんな精通なんかできないですよ、3年や4年で。そこに無理やり社会教育主事の資格を取らせて、何とかその場をしのごうとしか私には思えないのです。もしそうだったら、少し冒険してみたらいいのではないかと思うのです。つまり外から導入したらどうですかということです。苫小牧市では、職員を採用するのに移住、定住枠をつくったというのが最近新聞に載っていました。もう一つ最近新聞に載っていたのは、留萌管内の小平町で教育長を公募したのです。そうしたら、道内在住の31人の応募があったそうです。そのうちの一人を教育長として迎え入れたという新聞記事がありました。せっかくだったら、職員1人必要なのだから、社会教育主事、だったらそのぐらいのことをして、しっかりとこれから社会教育というもの、それから地域コミュニティというものの中心になってもらうようにしたら私はいいのではないかなと思うのです。ここでどうですかと聞いても多分いい返事が返ってこないと思うので、そうしたらどうでしょうかということでやめます。

次に最後のところですけども、高等学校の入学の関係なのですけれども、先ほどのご答弁では直近のお話がいろいろ例として出ていましたが、私はもうちょっと前のところから調べをしました。十年一昔と言いますけれども、そうでもないかなと思って、10年前の教育委員会から出してもらっている同じ表を比べてみたのです。そうしたら、10年前、

平成26年なのですけれども、砂川高校に砂川市内、その頃は石中もあるので、砂中と石中から81人の生徒が砂川高校に行っていました。当然卒業生の数が違うので、ここはパーセントで言ったほうがいいかなと思うので、砂川市内の中学校から砂川高校に行った生徒の率は47%、だから約半分ぐらいの生徒たちが砂川高校に行っていたのです。今年、令和6年はどうかという、先ほど言ったとおり17人、これをパーセントにすると14.4%、やはり寂しいです。何でこんなになってしまったのだろうなと私は思うのです。

砂川高校に何で行かないのかなと実は思っているところがあって、当然偏差値の高い子たちはそういうところへ行きたいというのは分かります。でも、砂川高校に17人、しかも先ほど言ったように14.4%、1割弱ぐらいの子しか砂川高校に行かないというところがどうしてかなって自分なりに考えたときに、もしかしたら中学校での先生の進路指導というのも大きくあるのではないかなとも思うのです。今回の話ではないです。前の話で、実は砂川高校に行かせたいのだと、市内だし、近いし、交通費もかからないし、砂川高校に行かせたいと相談したら、先生が「いやいやお宅のお子さんの頭だったら滝川に行っても十分やれるから、滝川といたって滝川高校ばかりではなくてです。」と言われたのだよねという話を2人ぐらいから私はお伺いしたのです。それは、砂川市内の先生がそうやって言うのだろうかと思直して、砂川高校だって、私は年に何回か行きますけれども、みんないい子たちです。そこから室蘭工業へ行ったりとか、国公立へ行ったりもしているし、何でそうなるのかなと私は思っています。

ここで質問なのですけれども、卒業生の人たちに砂川高校に何で行かないのという聞き取り調査でもできないのかって思います。多分今年はしていないのだろうと思うのですけれども、そうしたら受験生が自分の進路を決めるときに何を選択肢にして、どうして砂川高校へは行かないと思っているのかということがもし分かれば、そこを改善していけばもう少し砂川高校に行ってくれる生徒が増えるのではないかなと思うので、そういうことはなかなか難しいのかどうか、参事にお伺いします。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 砂川高校に進学する子供たち、また進路選択に当たっての子供たちの意向について何らかの探る手だてはないのだろうかというようなご質問だったかと思えます。これにつきましてですけれども、義務教育機関におきます進路指導というのは、単に高等学校等への進学ですとか、また就職といった出口教育の充実にとられることなく、子供たち一人一人が社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟かつしなやかに対応しながら社会人として自立していくことができる力を育む教育が基盤として行われるということが求められると、まずこれが中学校、もっと言うと小学校段階からの進路指導の基盤です。どこの高校に入ればそれでいいとか、学力がですとか、そういったところにとられることない指導を積み重ねながら最終的な進路選択に至るといふ指導を学校は行くと、これが基礎になっています。

これをキャリア教育と申し上げます。そのキャリア教育の中の一つとして、最終的に自己実現を図るためにどこの高等学校に進学するか、またはどういった職種の職場に就職するか、そういったことを主に中学校3年生段階で3者懇談等を通してながら子供が自己決定していくというようなことが今の進路指導というような形になっています。先ほどありましたようなお子さんにこちらの高校がいいのではないかみたいな、そういった指導はされていないのではないかと、現在は。そう認識しているところではございますけれども、そういった子供たちが自分の特性ですとか、将来の夢ですとか、そういったことを十分考えながら進路希望調査を積み重ねていきます。第1次調査ではこの高校を現段階では志望したい。第2次調査ではこの高校、変わらないという場合もあると思います。ただ、そのときに特定の高校について、なぜ君は、あなたはそこを希望しないのですかというような聞き方というのは現実的にはちょっと難しいのではないかなとは考えるところです。例えば一例として、砂川高校を希望している生徒さんに砂川高校をあなたは希望しているよね、どういうところで砂川高校を受験してみようかと君は思っているのかなというような聞き方であればヒアリングはできるのかと思いますけれども、例えば自分の将来に向けて考えてA高校を書いている子に、なぜ君は砂川高校を選択しないのだというような聞き方というのはなかなか難しいのではないかなと考えております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今の答弁が専門職の答弁ですよ。それで、次の質問で聞いているところがその他ということなのですが、表ではただその他ということ書かれていますけれども、最初で言っているとおりで、一応砂川の中学校を卒業する生徒たちは空知北学区というのが基本的に行くところで、それ以外のその他ということももちろん行かれるということにはなるのですけれども、これも10年前とちょっと比較してみますと、10年前はその他に行った、12人しかいなかったのです。同じパーセントで言うと7%です。今回の令和6年の子供たちはどうだったかという、33人がその他のところに行っています。パーセントとすると27.9%、約3人に1人がその他、北学区以外のところの高校を選んで行ったということになります。先ほども言ったとおりで、滝川高校が偏差値が一番高いと思うのですけれども、うちの子はそれでは物足りない、それ以上のところに行くというなら、それはもう仕方がないのです。でも、今回令和6年では33人の子供たちがその他に行っているというのは先ほど言いました、27.9%ですから、約3割ぐらいがその他に行っているのです。10年前のその他の中には行った先が書いていないのですけれども、令和6年は、これは総務文教委員会での資料を見ても、国公立から私立全部の、もちろん名前なんかは書いていませんけれども、行った先の学校と人数が書いてあるのです。これを少し見ていくと、滝川高校は偏差値今64ぐらいだと思うのですけれども、ここより高いところにあえて行っているというお子さんは多分いないだろうなと思っているのです。それと、もう一つは、通信制の高校に進路を決めた

子が多分十二、三人はいるのです。ここがどういうふうなことで通信制を選んで行こうとしているのか、もしお分かりになれば教えていただきたいと思います。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 通信制の高校、こちらに進む進学率が上昇しているというその背景についてでございますが、通信制の高等学校につきましては例えば直接登校せずにオンラインを用いた学習を進めることができたりですとか、また登校日数や登校時間を自分で組み立てながら柔軟に学ぶことができる多様な学び方が設定されている点というのが一つの大きな特徴となっております。また、生徒の興味や関心に対応する幅広いカリキュラムが用意されているという特徴も有してございます。そういったことから、例えば一般の高校ではちょっと自分の興味に感じないなということを学びたいという子ですとか、またはなかなか中学校時代安定的に登校することができなかつたり集団での生活に困難さを抱えたりしているような生徒さんが新たな気持ちで高校生活の第一歩をスタートさせるという中での自己実現を図る一歩とするべく進学先として選択されていると、そういったケースが多くなってきているという部分がございます。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 選択肢がたくさん広がっているので、こういうこともあり得るだろうと思うのですけれども、できればやはり友達と一緒に、家で学習して通信制の中で学習するのではなく、友達と一緒に学びたいのではないかなとも思うのです。だから通信制が駄目ということをおっしゃりたいのではないのですけれども、現実こういう数字が10年前と比べてどんどんそういう傾向が出てきているというのは事実ですので。ただ私は、今後本当に砂川市の命運をかける義務教育学校ができるということがもう間近に迫っている中で、なるべくならばやはりみんなで勉強しながら楽しい学校生活を送ってもらいたいと思うので、いい学校をつくってほしいなと思います。子供たちが今ある中学校のこの現状が幾らかでも義務教育学校になることによっていい方向に向かっていってくれば本当にいいなと思っているので、何とかそのような方向性をしっかりと教育委員会の中で考えていただきながら頑張っていたいただきたいなという思いを申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員の一般質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時55分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

石田健太議員。

○石田健太議員 (登壇) それでは、通告に基づきまして一般質問させていただきます。

私からは大きく1点、夜間のタクシー運転手不足に関する対策についてであります。車

を持たない方や運転ができない方の重要な移動手段の一つであるタクシーですが、業界全体で見ると乗務員は不足しており、2006年をピークに減少傾向にあります。また、2020年からは新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛の影響を大きく受けて人の移動が制限されたことでタクシーの利用客が減少し、タクシー業界は大幅な減収減益を記録する企業が多く見られるなど、雇用を継続、増加させることが困難な時期が続いていると考えます。砂川市では予約型乗合タクシーがあり、鉄道やバス、一般のタクシーなどほかの地域公共交通を利用することで昼間の移動手段は一定程度確保できている状況にあると考えます。しかし、公共交通機関が運行しない時間の夜間は、移動手段は一般のタクシーのみとなり、運転手不足による待ち時間の増加、それに伴い、次のお店に行かず早い時間に帰宅するなど、市内の飲食店に与える影響は大きく、特に週末の夜には多くの飲食店のにぎわいが少なくなっており、夜間の移動手段が限られている中、移動の不便さなどは地域経済にも悪影響を及ぼしていると考えます。他の自治体でも夜間のタクシー運転手不足について問題視しており、改善に向け、ライドシェアの導入や自家用有償旅客運送制度の活用など様々な取組が行われており、課題はあるものの一定の成果を上げています。これらの取組は、タクシー運転手不足を緩和し、市民の移動の利便性を向上させることに貢献しています。砂川市としても夜間のタクシー運転手不足に対する具体的な対策を検討し、実施することは市民の生活の質を向上させ、また観光客にとって魅力的なまちを目指すためにもこの問題の解決が必要であると考えます。

そこで、以下について伺います。

(1) 砂川市におけるタクシー及び予約型乗合タクシーの現状について。

①昼間の利用状況について。

②夜間の利用状況について。

(2) 他の自治体を参考にタクシーに代わる交通手段の考えについて。

①ライドシェアについて。

②自家用有償旅客運送制度について。

(3) 夜間のタクシー運転手不足に対応するための短期的、長期的な対策などタクシーに代わる交通手段の考えについて。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 (登壇) 大きな1、夜間のタクシー運転手不足に関する対策についてご答弁申し上げます。

初めに、(1) 砂川市におけるタクシー及び予約型乗合タクシーの現状についての①昼間の利用状況についてであります。現在砂川市内を営業区域とするタクシーについては2社が運行しており、タクシー事業者によりますと通常は15台程度の車両が市内に待機し、タクシー乗り場からの乗車や配車依頼に対応しているとのこととあります。配車依頼

に対しては、待機車両の状況や曜日、時間帯、天候等で変動があるものの、配車依頼から配車完了までに極端に待ち時間を要することはないとのことであります。予約型乗合タクシーにつきましては、自宅と市内8か所のまちなか乗降地を30分で結び、平日は6往復、休日は4往復を運行しております。利用者数につきましては、コロナ禍で一時的に利用人数が減少したものの、令和3年度以降は徐々に回復し、令和5年度の乗車、降車を合わせた延べ人数は1万1,339人となり、運行開始以来最多の利用があり、本年も5月末まで前年を上回る実績で順調に推移しております。

次に、②夜間の利用状況であります。タクシーにつきましては乗務員の勤務形態などから午後5時以降、待機車両は徐々に減少し、年末年始や歓送迎会シーズンといった飲食店繁忙期等や曜日、時間帯、天候などで配車に要する時間は大きく変動するとのことであり、需要が増加する要因が重なった場合は配車依頼から配車完了まで相応の時間を要する場が生じるとのことであります。なお、予約型乗合タクシーは、帰りの便の17時30分発が最終便であり、夜間の運行はございません。

続きまして、(2)他の自治体を参考にタクシーに代わる交通手段の考え方についての①ライドシェアについてであります。国の施策として進められている自家用自動車活用事業、いわゆる日本版ライドシェアは4月から東京都と京都府の一部の地域で運行が開始され、北海道では札幌市を中心とした札幌交通圏でも早ければ今月中にも運行が開始される見通しであります。自家用自動車活用事業は、タクシーが不足する地域、時期、時間において地域の自家用車と一般ドライバーを活用して行う有償運送であります。この事業の実施に当たってはその地域で営業を行っている法人タクシー事業者が許可申請や運行管理に携わることが必須とされていることから、最終的に法人タクシー事業者の判断に委ねられるものであると認識しているところであります。

次に、②自家用有償旅客運送制度につきましては、バス事業やタクシー事業によって輸送手段を確保することが困難な場合に自家用自動車を活用する有償旅客運送であり、省令により交通空白地有償運送と福祉有償運送が規定されております。国では、昨年11月から本年4月にかけて自家用有償旅客運送の運用改善として交通空白地の概念をはじめとする様々な要件等を整理し、活用しやすくなるよう取組が進められております。

続きまして、(3)夜間のタクシー運転手不足に対応するための短期的、長期的な対策などタクシーに代わる交通手段の考え方についてであります。現段階で市独自で夜間のタクシー運転手不足に対応するための対策は想定しておりませんが、最も望ましいと考えられるのはタクシー事業者において必要とされる乗務員の人数が確保され、夜間のタクシー運行台数が増加し、利用者の利便性が確保されることであり、このことを実現するために市として支援ができることがある場合は検討するべきと考えるところであります。現実的にはタクシー乗務員の確保が困難な状況が続くと想定され、自家用自動車活用事業や自家用有償旅客運送制度を先行的に実施している自治体の状況について、その進捗状況や

実績、効果などを情報収集し、状況把握に努めてまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 ありがとうございます。では、順番に再質問させていただきたいと思えます。

(1) タクシーの現状について、①の昼間の状況についてなのですが、タクシーは十分にあって、乗合タクシーですとか公共交通機関もあるので、現状大きな課題はないのかなというところで安心しました。

②の夜間についてなのですが、私も経験しているのですが、多くの飲食店では、配車に時間がかかるので、来るまで待つなど対応して閉店時間を過ぎるですとか、その間にまた別の方が来てちょっと待たせてほしいというようなことがあるのですが、もちろん毎日ではなく週末や人が多くまちに出るときに、そういったときにはかなり多い頻度で発生しているのですが、このような状況がある中でタクシー会社でドライバーの確保等を行っているというような、ドライバーが増えたというようなお話も聞くのですが、そういったことに対して市の対策、支援が行われて、そのようにドライバーが増えたというような状況があるのかをお伺いします。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 今タクシー事業者で人員確保が進んでいるというご指摘がありました。その点については事業者の自主努力によるものであります。ただ、出入りがあるとのことで、総体としては人員は増えていないということをお伺いしております。地域公共交通会議でもタクシー事業者からは現在十数名程度人員が不足しているというお話も聞いておまして、やはり新しく入ってくる方もいらっしゃるほかに辞める方もいらっしゃって、なかなか増えていない状況だということです。このタクシー乗務員の人員確保について市として対策や支援はしているかというところでありますが、その部分について市として対策、支援は今のところはしておりません。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 ありがとうございます。何か増えているという話を聞いていたのですが、現状としてはそのような状況にあるというのは分かりました。

(2) 他の自治体を参考にするところで、ライドシェアについてなのですが、①のライドシェアについてですが、日本版ライドシェアについて全道179自治体を対象にアンケートを実施され、3月時点の結果が5月9日の道議会特別委員会で示され、道内の42自治体が導入に前向きに検討しているとのことですが、砂川市では導入について検討しているのか、例えば飲食店で自店舗のお客様が帰られる際に他店と連絡を取って、同じ方面の方がいれば相乗りで送り届けるなどしてみたりとか、また私も所属している会とかも事業として取り組みたいですとか、夜間のアルバイトとして運転が好きな方はライドシェアをやってみたいですとか、制度の活用、運用したいと考える人がいるかなど、アン

ケート調査の予定もあるのかお伺いします。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 日本版ライドシェアについては、制度としては認識、把握しているところでありましたが、これまで地域の公共交通の状況を検討してきた中で市として積極的に導入に向けて動いてはおりません。今年に入って札幌市を中心とした札幌交通圏では今月末から始まる見込みでありますけれども、この運行の時間帯が当面土曜日、日曜日の午前1時から4時に55台の運行が認められているということを知っております。また、札幌交通圏以外の地域、砂川市が入るところですけれども、ここの地域は要件が2パターンありまして、運輸局で定める運行日と車両数が1つは金曜日、土曜日の午後4時から翌午前5時台で、車両の数は営業区域内のタクシーの5%と定められております。またもう一つ、自治体においてタクシー車両数が不足しているとして申出する曜日、時間帯、車両数とされております。現状ではタクシー事業者が直接申請するか、自治体が交通空白の曜日、時間帯、または車両が少ないなどがある場合に運輸局に申請した場合でもタクシー事業者として携わることが必須であることから、いずれの地域も運輸局がタクシー事業者に意向調査を実施の上、決定通知、許可申請となるものであります。札幌交通圏でもこれから始まる中で効果は未知数とされておりますが、当市の状況、事業者の安全管理やコスト面、運行管理など、一般運転手の確保や報酬の面など先行地の動向を含めて今後情報収集、調査等を続けてまいりたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 事前に情報を集めること、アンケート等を行うことに大きく予算がかからないなどであれば無駄なことではないのかなと考えるので、また調査結果をタクシー事業者等が見ることでライドシェアを導入したいなどにつながるのかなと思いますので、検討をお願いしたいなと思います。

②の自家用有償旅客運送制度についてなのですが、活用しやすくなるよう取組が進められているということなのですが、交通空白地有償運送を行える団体、NPO法人だったりという団体に対して市からは情報発信は行っているのかということをお伺いします。

○議長 多比良和伸君 市民部長、アンケートに対する答えも含めて答弁をお願いします。

○市民部長 堀田一茂君 それでは、まず先ほどの日本版ライドシェアについて、市としてアンケート調査をするかどうかということの答弁ですけれども、今後そういう状況も踏まえてほかの情報収集を行いながら、アンケート調査が必要であればそれは考えていくべきと考えております。

そして、次に自家用有償旅客運送について、まず主体となって実施することができる団体を申し上げますと、市、NPO法人、一般社団法人または一般財団法人、地方自治法に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費者生活協同組合、医療法人、商工会議所、商

工会、営利を目的としない法人格を有しない社団であります。これらの団体に市が取組などの意思確認または情報提供などを行っているかというところでございますが、その部分については現状は行っていないところでございます。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 ありがとうございます。現状情報は行っていない、アンケートというか、団体に対して情報は行っていないというところなのですが、各団体でそれぞれ考えることだとは思いますが、できることが増えた等があつて市も問題視しているようなことがあるのであれば、そういった際には情報が行くようにしていただけるといいなと思います。(2)について終わります。

(3) 夜間タクシー運転手不足への対応についてなのですが、夜間バスの運行とかというのをできないのかなど。観光客やホテルなどに宿泊する人が夜の街に出やすいようにすることにも効果があるのかなど。また、タクシー運転手不足というのは砂川市だけの問題ではないので、近隣とも連携して行ったりはできないのかなど考えますが、例として福島県いわき市では公募した地域交通ステップアップ事業にトータルモビリティ研究会が応募し、採択を受け、実施した事業があり、深夜型おかえりデマンドバス、ナイトバスという名称で、実証実験はいわき市が運営主体となつて、その後新常磐交通に運行委託、本格運行は同社が自主運行ということを行つて、その後人員不足や経費等々様々な問題があつて運行はやめてしまったのですが、そういった運行の負担が大きいのであれば毎日ではなくて週末だけにするとか、停車位置、走る本数の調整、また運転手、事業主がいないのであれば地域おこし協力隊で専門的に募集する。また、その方が任期終了後に雇用や事業を行っていただくなど、また利用客が少なく経費負担が大きいなど継続して行えないとなつたときには、そういったものをやめるというような取決めもするなど、利用者も運行者も運行がなくならないように両者協力し合つて継続させていくというような形で運行することもできるのかと考えます。スクールバスなどもありますが、制約があり、自由に使用することができないのであれば、購入したら夜間運行できるですとか、イベントにも使えますというようなことがあると思うのですが、運転手が不足している中で運転手を増やすということが困難であるならば、大きなバスで運行することで解消に向かうのかなど考えるのですが、その点についてはいかがでしょうか、お伺いします。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 市として夜間バスの運行、車両を購入して運行という部分については、まずどれぐらいの数が必要とされているのかという面と財政面のバランス、費用対効果というところも含めて、それと持続可能性を含めて現実的ではないかなと考えています。また、他地域との連携というところも、その部分については慎重に考えていくところだと思っております。繰り返しになりますけれども、夜間のタクシー不足、運行空白時間の解消にはまずタクシー事業者による人員や運行台数、車両の確保、次にタクシー不足

の補完である地域で営業を行っているタクシー事業者が携わって行うライドシェアの制度の活用、そして自家用有償旅客運送ができる団体が事業を行えるかどうかとなるのではないかと考えているところでございます。また、例に挙げられた夜間バスという事業を開始した後に利用者が少なくなった場合、事業停止することを前提に事業を始めるということとはなかなか行政としては考えにくいところでございますが、交通空白の時間帯、地域を埋めていく取組がどういうものが妥当なのか、このまちに合うのかということは引き続き状況を把握しながら検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 多比良和伸君 石田健太議員。

○石田健太議員 ありがとうございます。夜行バスというのは、一つの案としてなのですが、ライドシェアもそうですし、自家用有償旅客運送制度もそうなのですが、そういったものを利用するには乗車した人のマナーでしたり、事故など起きた場合のトラブル対応はどうするかなど、またタクシー会社等への配慮など様々な課題は多く、新たな制度の利用は難しいのかなとは考えますが、夜間のタクシー不足は経済活動、飲食店の問題だけではなく、緊急で病院に行かれる方ですとか、また飲酒運転の抑制にもつながるのかなと考えております。夜間の交通インフラの整備は必要と考えますので、タクシー事業者が人材、人員確保するなどで解決されることはもちろん理想ではあるのですが、市が進んでアンケートを取ったり、事業者がやるって言うてから動くのではなく、受け身に決してならず、市が進んで取り組んでいけることもあるのかなと思いますので、そちらの検討をお願い申し上げ、要望で終わりたいと思います。

◎延会宣告

○議長 多比良和伸君 本日はこれで延会します。

延会 午後 2時21分